

築上町子ども読書活動推進計画 (第3次)

令和 8 年 3 月

築上町教育委員会

はじめに

子どもたちが読書を通して得る学びや感動は、これからの社会を生きる力の礎となります。言葉に触れ、想像を広げ、他者を理解し、自ら考える力を育む読書活動は、子どもたちの成長に欠かせない大切な営みです。

築上町では、これまで築上町子ども読書活動推進計画第1次・第2次を基にして家庭・学校・地域が連携し、子どもたちの読書環境の充実に努めてまいりました。そうした取り組みの一つとして、令和7年11月には「出会う・つながる・わくわくする 築上町図書館 築きのもり」がグランドオープンし、町民の皆さまが安心して利用できる、より開かれた学びと交流の拠点が生じました。子どもたちが本と出会い、学びを深め、地域の人々とつながる場として、今後ますますその役割が期待されます。

このたび策定する「築上町子ども読書推進計画(第3次)」は、これまでの成果を踏まえつつ、社会の変化に応じた新たな視点を取り入れ、子どもの読書活動をさらに推進するための指針となるものです。デジタル化が進む現代において、紙の本と電子媒体の双方を活かしながら、子どもたちが主体的に読書へ向かう環境づくりを進めてまいります。

また、家庭での読書、学校での読書活動、図書館や地域での取り組みなど、町全体で子どもたちを支える体制をさらに強化し、読書が日常の中に自然と根づく環境を整えていきます。

築上町のすべての子どもたちが、本を通して自らの世界を広げ、未来を切り拓く力を育ていけるよう、今後も全力で取り組んでまいります。

令和8年3月

築上町教育委員会
教育長 久保 ひろみ

目 次

第1章 第2次推進計画までの取組及び成果と課題	1
Ⅰ. 家庭・地域における読書活動の推進	
Ⅱ. 幼稚園・保育所(園)における読書活動の推進	
Ⅲ. 学校における読書活動の推進	
Ⅳ. 図書館における読書活動の推進	
第2章 計画策定にあたって	2
Ⅰ. 子どもの読書活動推進の意義	
Ⅱ. 子どもの読書活動の現状	
Ⅲ. 築上町の子どもの読書活動の現状と課題	
Ⅳ. 計画の性格と役割	
第3章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	5
Ⅰ. 推進計画策定の目的	
Ⅱ. 推進計画の目標	
Ⅲ. 推進計画の期間	
Ⅳ. 推進計画の対象	
第4章 子どもの読書活動のための取り組み	5
Ⅰ. 家庭・地域における読書活動の推進	
Ⅱ. 幼稚園・保育所(園)・認定こども園における読書活動の推進	
Ⅲ. 学校における読書活動の推進	
Ⅳ. 図書館における読書活動の推進	
第5章 子ども読書活動推進計画の進行管理	9
第6章 施策表	10
資料	13
資料1 子ども読書活動の推進に関する法律	
資料2 築上町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	
資料3 築上町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	
資料4 築上町読書に関するアンケート調査結果	

第1章 第2次推進計画までの取組及び成果と課題

I. 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 親子で楽しむ読書習慣の環境づくり

読書活動を進め、子どもの読書意欲を養い、読書習慣を身に付ける事業展開として、4ヶ月健診ブックスタート事業を月1回実施し、健診を受けた乳児には100%本を配布できた。また、令和4年度より1歳6ヶ月健診時にフォローアップ事業も展開し、同様に健診を受けた幼児には100%本を配布することができた。

(2) 行事への積極的な参加と施設の活用

図書館で開かれるお話会への参加は、非常に少なく(平均3組程度)、SNSでの呼びかけやPRを行ったが、浸透しなかった。読書行事については、主に読書の日、夏季、冬期に行った子ども参加型の行事が、どれも定員オーバーし、盛況であった。

II. 幼稚園・保育所(園)における読書活動の推進

(1) 読書の楽しさに触れるための読み聞かせ等充実

幼稚園・保育所(園)ともに本のコーナーの設置・充実がなされ、園児が読書の楽しさに触れる機会を確保していた。一方、図書館の団体貸し出しや、読書通帳活用、築上町図書館の利用に関しては、評価が低く、大きな課題を残している。

(2) 保護者への情報提供と読書啓発

保護者に対する情報提供と読書啓発については、団体ごとに差があり、全体的な取り組みにまで至っていなかった。

III. 学校における読書活動の推進

(1) 読書習慣を身につける機会の提供と充実

資料の充実では10校中9校が、学校図書館標準冊数に達している。また、学校司書の配置に関しては、小学校が週に一度の配置、中学校が週に2~3日の配置で、小学校の評価が低かった。学校での読書活動は、学校図書館を中心に計画的、有効的な推進がなされている。ただ、校外学習等であまり築上町図書館を利用していない。

築上町図書館との連携では、学校文庫として、小学校に定期的に貸し出ししており、有効利用されている。しかし中学校には、実施しておらず、団体貸し出しもない状態である。

築上町図書館との連携では、小学校の国語科学習において、築上町図書館の出前講座を活用しており、教育課程に位置づけられている。しかし、中学校では小中学生読書リーダー養成講座以外の連携が見られず、課題を残した。

IV. 図書館における読書活動の推進

(1) 読書活動の推進事業の充実

読書通帳については、令和 6 年度の築上町内の小学校 1 年生全員に配布することができた。移動図書館については、新図書館建設時に検討を行ったが、引き続き継続して検討することとなった。図書資料の充実については、令和 6 年度に築上町図書館資料選定基準を策定し、明確な基準を持って選定できるようになった。

(2) 読書環境の整備充実

令和 5 年に築上町図書館基本構想・基本計画、令和 6 年 8 月着工、令和 7 年 9 月竣工、令和 7 年 11 月 22 日グランドオープンした。その間、築上町図書館管理・運営方針(令和 6 年 5 月)、築上町図書館築サービス計画(令和 6 年 5 月)を策定した。「出会う・つながる・わくわくする」～豊かな心と学びの心を育む、くつろぎの図書館～をめざして、取り組みを進めている。

特に子どもや障がいのある方に対して配慮した施設や設備を備え、資料も少しずつではあるが充実させてきている。

(3) 町民団体などへの支援・連携・読書情報の提供

団体貸し出しの促進は、放課後児童クラブへの貸し出しのみにとどまり、幼稚園・保育所(園)等への貸し出しはなかった。情報交換も、年 1 回のみにとどまり、十分な連携や情報提供ができなかった。読書ボランティアは、交流会として開催していたものを連絡会組織として発足することができ、より深い連携がとれるようになった。

第2章 計画策定にあたって

I. 子どもの読書活動推進の意義

子どもはよい環境のなかで育てられる権利(「児童憲章」)を持っている。また、発達を保障され、適切な情報へのアクセスや文化的・芸術的な生活の権利(「児童の権利に関する条約」)も持っている。私たち大人は、これらの子どもの権利を尊重し、その実現に努めなければならない。

家庭や学校を含む地域社会での生活や文化は、子どもの成長に深く関わりを持っている。その中でも、本の持つ力は大きく、読書を通して、豊かな感性が育まれ、主体的に生きる人間として育つために必要な判断力が培われていく。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年)[資料 1]では、子どもの読書活動を「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としている。子どもの発達に合わせて、すべての子どもが読書を楽しむことができるよう、家

庭・地域・学校・行政が協働して読書環境を整備するとともに、子どもの読書活動を支える取り組みを推進していくことが重要と考える。

II. 子どもの読書活動の現状

(1) 子どもを取り巻く読書環境の変化

- ① 国からは、すべての子ども達の学びを保障できる環境を整備する一連の「GIGA スクール構想」(令和元年～)の施策や「学校教育情報化推進計画」(令和4年12月26日)の策定、さらに、ICTを活用するための環境整備やICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示された。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)においては、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられた。

また、読書バリアフリー法(令和元年6月)、読書バリアフリー基本計画(令和2年7月)を踏まえ、障がい者団体など関係者からの意見も聴きつつ、障がい者サービスの一層の充実が図られている。

これらの国の施策は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている。

- ② 築上町では、全児童、生徒にタブレット端末を配備し、授業や家庭でのICT活用が充実したこと、オンライン閲覧目録(OPAC)の利用や令和7年に始まった築上町電子図書館の導入により、全利用者がよりいつでもどこでも身近に読書をすることが可能になっている。
- ③ さらに、第2次推進計画でもうたわれた現在の図書館の環境的課題を克服すべく、「出会う、つながる、わくわくする 豊かな心と学びの心を育む、くつろぎの図書館」を基本理念とし、新しく令和7年11月に「築上町図書館 築きのもり」を開館した。約8倍の広さを確保するとともに、障がいのある方も含め、今までのサービスをより一層充実し、利用者の知の中心として、またコミュニティの場として活用が図られている。

(2) 不読者割合の変化

テレビゲームや映像文化の浸透、情報メディアの発達普及、核家族化などの生活環境が大きく変貌する中で、興味や関心が多様化し、子どもの読書離れがますます進んでいる。そんな中、公益社団法人全国学校図書館協議会が毎日新聞社と毎年行っている「第69回学校読書調査」(令和6年6月)によると、5ヶ月に1度も本を読まなかった子どもの割合(以下「不読者割合」という)は、小学生8.5%、中学生23.4%、高校生48.3%とさらに増える傾向となっている。

Ⅲ. 築上町の子どもの読書活動の現状と課題

築上町教育委員会が、令和7年10月に町内の小学3年生・5年生、中学2年生を対象に実施した「読書に関するアンケート調査」〔資料4〕では、曜日に関わらない1ヶ月での不読者割合は、前回令和2年度と比較して小学3年生 12.1%→7.0%、小学5年生 19.3%→19.8%、中学2年生 11.2%→36.6%で、不読者割合が小学3年生は減少し、小学5年生はほとんど変わらず、中学生は大幅に増加している。(資料4参照)

加えて読書は好きかという問いに対して、好き・どちらかというが好きと答えた小学校3年生は91.3%、小学5年生は69.1%、中学2年生は57.4%であった。

また、令和7年4月に文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」によると、築上町立学校において、学校の授業時間以外に1日(平日)に全く読書をしないと回答した児童生徒の割合は、小学6年生で40.2%(福岡県(公立)平均 32.0%、全国平均 29.2%)、中学3年生で49.5%(福岡県(公立)平均47.4%、全国平均 41.8%)と福岡県(公立)・全国平均と比べてかなり高くなっている。

加えて、読書が好きかという質問には、好きと回答した児童生徒の割合は、小学6年生で55.4%(福岡県(公立)平均71.2%、全国平均69.7%)、中学3年生 65.0%(福岡県(公立)平均61.4%、全国平均61.5%)と福岡県・全国平均と比べて低くなっている。

以上の結果から、築上町では、第2次推進計画で掲げた不読率の減少、読書が好きな児童生徒の割合の増加については、数々の取組にもかかわらず、全国的な推移と同じく、小学校高学年から中学校に至るまで、達成状況は悪くなっているといえる。

このような状況を踏まえ、今後は、特に読書習慣形成の重要な時期である小学校中学年からの取組を見直しながらより一層、家庭・地域・学校・行政が連携を強化し、子どもの読書環境の整備を推進していくことが重要と考える。

Ⅳ. 計画の性格と役割

国は、平成13年に子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。さらに、平成20年に第二次、平成25年に第三次、平成30年には第四次、令和5年には第5次基本計画を策定した。

福岡県では、平成16年に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、以後3度にわたって改定を行い、令和5年に「福岡県子ども読書推進計画(第四次)」を策定した。

築上町では、国及び県の計画を基本としながら、子どもの発達段階や個性に応じた読書活動を推進するため、平成27年に「築上町子ども読書活動推進計画」、令和3年

に第2次を策定してきた。

この度、第2次計画期間が終了したことに伴い、これまでの計画の基本的な考えを引き継ぎ、令和8年度から5年間をめどに「築上町子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定し、子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図ろうとするものである。

第3章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

I. 推進計画策定の目的

全ての子どもたちが、自主的に、自由で楽しい読書活動を行うことができるように、総合的、計画的な読書環境の整備を家庭・地域・学校・行政で推進していく。

II. 推進計画の目標

(1) 子どもの読書に親しむ機会の提供と充実

全ての子どもが読書の喜びや楽しさを感じられるように、発達段階に応じて読書に親しむ機会の提供と充実に努める。

(2) 子どもの読書活動の環境づくり

小学校や中学生が読書習慣を形成していくため、乳幼児期から読書環境を整備するとともに、環境づくりの支援に努める。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発

築上町全体で読書活動が活性化されるように、読書推進に関わる個人や団体、関係機関に対して、読書活動の意義や重要性について、普及や啓発を図る。

III. 推進計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

IV. 推進計画の対象

0歳からおおむね18歳以下の子どもを対象とする。

第4章 子どもの読書活動のための取り組み

各項目ともに、次の視点で構成している。

(1) 読書習慣を身につける読書活動の機会の充実

(2) 読書環境の充実

(3) 情報提供と読書啓発

I. 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 読書習慣を身につける親子で楽しむ読書活動

家庭において、乳幼児期の保護者の語りかけや絵本の読み聞かせが、子どもにとって楽しい経験として、言葉を育て感性を豊かに育み、読書習慣への大きな基礎となる。そのためにも、0歳児から幼児期にかけて行う読み聞かせは重要であり、親子で遊びを通して絵本などに親しみ、子どもと読書について語り合い、本を読む楽しさを知ってもらうことが大切である。

さらに、小学生、中学生になっても、読書は、子どもの人格形成に大きな影響を与えることから、家庭での読書習慣をつけることが大変重要である。

家庭で、これらの読書活動を進め、子どもの読書意欲を養い、読書習慣を身に付ける事業展開を図っていく。

(2) 子どもが関わる施設の環境整備

家庭内だけでなく図書館や児童館、放課後児童クラブなどの施設で、親子が喜びと楽しみを持てる読み聞かせや、読書に関する行事などへ積極的に参加出来るように呼びかけを行い、本の読み聞かせの効用や方法を紹介するなどの取り組みに努める。また、これら講座などは魅力ある行事となるように工夫と努力が求められているので、気軽に参加できる行事内容の検討・充実を図る。

(3) 保護者への情報提供と読書啓発

図書館ホームページや図書館、児童館、放課後児童クラブ等の各所掲示板、通信等を通して、家読(うちどく)のすすめや読書習慣の形成の重要性など、読書習慣の啓発に努める。

II. 幼稚園・保育所(園)・認定こども園における読書活動の推進

(1) 読書の楽しさにふれるための読み聞かせ等の充実

幼稚園・保育所(園)・認定こども園(※1)においては、本の楽しさを感じ、本に興味や関心を持ってもらうように、発達段階に応じて、図書館見学読書の楽しさにふれるための読み聞かせを園内や図書館見学を通じて推進する。

(2) 読書環境の整備

幼稚園・保育所(園)・認定こども園では、築上町図書館おすすめの本の団体貸し出し(※2)や読書コーナーの設置・充実を図りながら、読書環境を整える。

(3) 保護者への情報提供と読書啓発

築上町図書館との連携を深め、築上町図書館から得た読書に関する情報等の提供活動を積極的に行い、保護者に乳幼児期の読書の大切さの啓発・普及に努める。

- ※1 認定こども園・幼稚園と保育園の機能(教育・保育・子育て支援)を併せ持ち、0歳から就学前の子どもが対象で、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、多様なタイプがある施設
- ※2 団体貸出・・・図書館が学校や地域の団体に図書館資料をまとめて貸し出すこと。

Ⅲ. 学校における読書活動の推進

(1) 読書習慣を身につける機会の提供と充実

学校では、児童・生徒につけたい力を読書活動を通じ、意図的・計画的に醸成し、読書習慣の定着を図るため、以下の8点を重点施策とし、推進する。

- ① 学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努める。
- ② 教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める。
- ③ 教育課程との関連、発達段階、興味・関心に応じた図書資料の充実に努める。特に中学校においては、ヤングアダルト部門(※3)の本を充実する。
- ④ 自ら学ぶ意欲と態度を育成するため、読書通帳を活用した築上町図書館利用を図る。
- ⑤ 課題解決を図ることのできる基礎能力を育成するため、読み聞かせや読書活動を教育課程に位置づける。
- ⑥ 障がいのある児童・生徒のための資料の充実と読書活動の支援に努める。
- ⑦ 読書の良さを伝えながら学校図書館の利用を促進するため、児童・生徒主体による委員会活動を活性化する。
- ⑧ 読書リーダー養成講座等の図書館事業との連携を深め、学校での活動に生かしながら読書活動の良さを広げる。

(2) 読書環境の整備・充実

読書環境の整備・充実を図るため、以下の4点を計画的に推進する。

- ① 学校図書館図書標準冊数をもとにした資料の充実を図る。
- ② 学校司書との連携を図り、教育課程と連動した学校図書館運営ができるようにする。
- ③ 読書ボランティアとの連携を密にし、お話し会などの読書活動に触れる機会を増やすようにする。
- ④ 築上町図書館の学校文庫(小学校)や団体貸し出しを利用し、学校図書館にな

い本を補完する。

(3) 保護者への子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発

PTA 活動や通信、学習参観を通して、小・中学校期の読書活動の重要性について保護者の理解を深め、関心を高める。

※3 図書におけるヤングアダルト(Young Adult / YA)とは、一般的に 13 歳から 18 歳くらいの中高生世代を対象としたカテゴリーを指す。

IV. 図書館における読書活動の推進

(1) 読書活動の推進事業の充実

子どもたちが学校以外で読書を通して、楽しみながら将来をより深く豊かに生きる力を身につけるうえで図書館を利用する事は欠かせない。

子どもの読書活動を推進するためには、日常生活の中で、常に読書ができる環境が確保されている事が大切である。

築上町図書館管理・運営方針(令和 6 年 5 月)に従い、築上町の全ての子どもたちが、あらゆる機会に自主的に読書活動を行い、本を身近に利用できるよう、子どもの興味を引く良書を選出し、読書活動に関する啓発推進に努める。

(2) 読書環境の整備充実

図書館は、町民に対して適切な図書館サービスを行うことが求められている。

その中でも、築上町図書館資料選定基準(令和6年)に従い、子どもたちの発達段階に応じた、良質な絵本や童話、物語、紙芝居などさまざまな図書資料の収集・保存に努めていく。また、築上町図書館築きのもりサービス計画(令和 6 年 5 月)に従い、電子図書(※4)の充実やおはなし会や手作り工作などの各種行事の開催、テーマに沿った本の提示など、より深く本に親しめる図書館施設を目指して運営推進に努める。

さらに、～出会う・つながる・わくわくする～豊かな心と学びの心を育む、くつろぎの図書館を基本理念としてオープンした築上町図書館築きのもりの機能を十分発揮して、①たくさんの人・本・情報に出会える図書館、②世代を超えた居場所づくりと他の施設等との連携・交流ができる誰もが利用しやすい図書館、③好奇心、探究心、学びを支える図書館をめざし、町のシンボルとなるような魅力的な図書館づくりに努める。

同時に、読書バリアフリーを目指し、誰にも優しい施設・設備、資料の充実に努める。

(3) 町民団体などへの支援・連携、読書情報の提供

読み聞かせなどのボランティア団体は、子どもたちの自主的な読書活動の推進に大きく貢献しており、図書館の読書活動を支える重要な存在となっている。

このため、築上町の読書活動ボランティア団体をつなぎながら、ボランティア団体が実施している読書活動の支援強化を図り、ボランティア団体の方々の学習機会や研修・講習の場を提供し、資質の向上を目指す。

また、学校司書との連携を図り、学校図書館と築上町図書館をつなぐ。

※4 電子図書・・・単行本や漫画、文庫本などを電子データ化し、それを電子機器のディスプレイ上で読めるようにした書籍のこと。

第5章 子ども読書活動推進計画の進行管理

本計画を効果的に推進するために、取り組みの進捗状況を把握し、毎年度末に担当・所管課で検証及び評価を行ったものを教育委員会がとりまとめ、さらに築上町教育委員会外部評価委員会(※5)に諮る。

※5 築上町教育委員会外部評価委員会・・・築上町教育委員会から委嘱を受け、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行う組織。

第6章 施策表〔記号:4(章)－I・II・III・IV－(1)(2)(3)〕

I 家庭・地域における読書活動推進

① 生涯学習課(図書館係)

施 策	区分
4-I-(1) ブックスタート事業の推進	継 続
4-I-(1) フォローアップ事業の推進	新 規
4-I-(1) 親子で楽しむ読書推進事業の展開	新 規

② 子育て・健康支援課(児童館・児童クラブ)

施 策	区分
築上町児童館の取組	継 続
4-I-(1) 読み聞かせ等事業の実施	
4-I-(2) 本のコーナー設置	
4-I-(2) 築上町図書館との連携(会議、見学)	
4-I-(2) 築上町図書館団体貸出の利用	
4-I-(3) 保護者への啓発	
放課後児童クラブの取組	継 続
4-I-(1) 読み聞かせ等事業の実施	
4-I-(2) 本のコーナー設置	
4-I-(2) 築上町図書館との連携(会議、見学)	
4-I-(2) 築上町図書館団体貸出の利用	
4-I-(3) 保護者への啓発	

II 幼稚園・保育所(園)・認定こども園における読書活動

施 策	区分
4-II-(1) 読み聞かせ、お話会の実施	継 続
4-II-(1) 読書通帳の活用	継 続
4-II-(1) 図書館見学の実施	継 続
4-II-(2) 本のコーナーの実施	継 続
4-II-(2) 築上町図書館団体貸出の利用	継 続
4-II-(3) 保護者への情報提供と啓発	継 続

Ⅲ 学校

① 学校教育課

施 策	区分
4-Ⅲ-(2) 学校図書館図書標準をもとにした予算確保	新 規
4-Ⅲ-(2) I 学校に 0.5 人以上の学校司書の配置	新 規

② 小・中学校

施 策	区分
4-Ⅲ-(1) 学校図書館の利活用を基にした情報活用能力をつける計画的・体系的指導	新 規
4-Ⅲ-(1) 学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づいた学校図書館の利活用	新 規
4-Ⅲ-(1) 教育課程との関連、発達段階、興味・関心に応じた図書資料の充実	新 規
特に中学校においては、ヤングアダルト部門の充実	新 規
4-Ⅲ-(1) 読書通帳を活用した築上町図書館利用	継 続
4-Ⅲ-(1) 読み聞かせや読書活動の教育課程への位置づけ	新 規
4-Ⅲ-(1) 障がいのある児童・生徒のための資料の充実	新 規
障がいのある児童・生徒への読書活動の支援	
4-Ⅲ-(1) 児童・生徒主体による委員会活動の活性化	新 規
4-Ⅲ-(1) 読書リーダー養成講座等の図書館事業との連携	新 規
4-Ⅲ-(2) 学校図書館図書標準冊数をもとにした資料の充実	継 続
4-Ⅲ-(2) 学校司書との連携	継 続
4-Ⅲ-(2) 読書ボランティアとの連携	継 続
4-Ⅲ-(2) 築上町図書館の学校文庫(小学校)や団体貸し出しの利用	継 続
4-Ⅲ-(3) PTA 活動や通信、学習参観を通しての保護者の啓発	継 続

IV 築上町図書館

施 策	区 分
4-IV-(1) 読書通帳の発行と活用 町内小学1年生全員及び来館者への作成促進	継 続
4-IV-(1) 移動図書館の導入検討	継 続
4-IV-(1) 親子で楽しむ読書推進事業の展開	継 続
4-IV-(1) 長期休業中、読書の日、読書週間の参加型事業の実施	継 続
4-IV-(1) 読書リーダー養成講座の実施	新 規
4-IV-(1) 定期的なお話会の開催	継 続
4-IV-(1) 定期的なミニイベントの開催	新 規
4-IV-(2) 子どもの発達段階、興味関心に応じた資料収集	継 続
4-IV-(2) 資料収集のための予算確保(児童・生徒向けの電子図書の充実も含む)	継 続
4-IV-(2) 図書館司書等職員のスキルアップ(読書相談等)	継 続
4-IV-(2) 子どもが集うコミュニティとしての機能充実 ・主催による展示・イベントの充実及び町民への企画募集	新 規
4-IV-(2) 中学生以上のためのヤングアダルトコーナーの設置と充実	新 規
4-IV-(2) 障がいのある子どもたちのための図書館バリアフリーの施設・設備の整備・運営	新 規
4-IV-(3) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園、放課後児童クラブ等関係機関との連携・協力	継 続
4-IV-(3) 学校との連携協力 ・小学校1年生の登録、読書通帳の利用促進	継 続
4-IV-(3) ボランティア団体との連携・協力	継 続
4-IV-(3) 広報活動・情報発信の充実 SNS、ホームページ、築上町広報紙、パンフレット 図書館内サイネージの運用	継 続 新 規

資料

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料2 築上町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

資料3 築上町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

資料4 築上町読書に関するアンケート調査結果

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

築上町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、築上町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、築上町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 築上町子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 小中学校長
 - (2) 保育所（園）長
 - (3) 読書ボランティア代表
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 学識経験者
- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。
- 4 委員の任期は、委嘱された日から推進計画が策定される日までとする。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第5条 委員の報償金は、会議への出席1回あたり3,000円を支給する。

- 2 前項の委員のうち、学識経験者と認めるものに対しては、10,000円を支給する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に委員長が定める。

附則

この告示は、令和2年10月26日から施行する。

築上町子ども読書活動推進計画(第3次)策定委員

区分	氏名	所属
小学校長	霍 田 一 仁	築上町小学校長会
中学校長	柳 井 さとみ	築上町中学校長会
保育所(園)長	加 未 宗 瑞	築上町保育連盟
読書ボランティア代表	梅 沢 里 美	築上町読書活動ボランティア連絡会
関係行政機関の職員	元 永 宗 吾	福岡県教育庁京築教育事務所 社会教育室
学識経験者	河 井 律 子	元福岡県立図書館副館長

築上町小中学生 読書に関するアンケート

令和7年10月実施

町内小学校2年生・5年生・中学校2年生対象

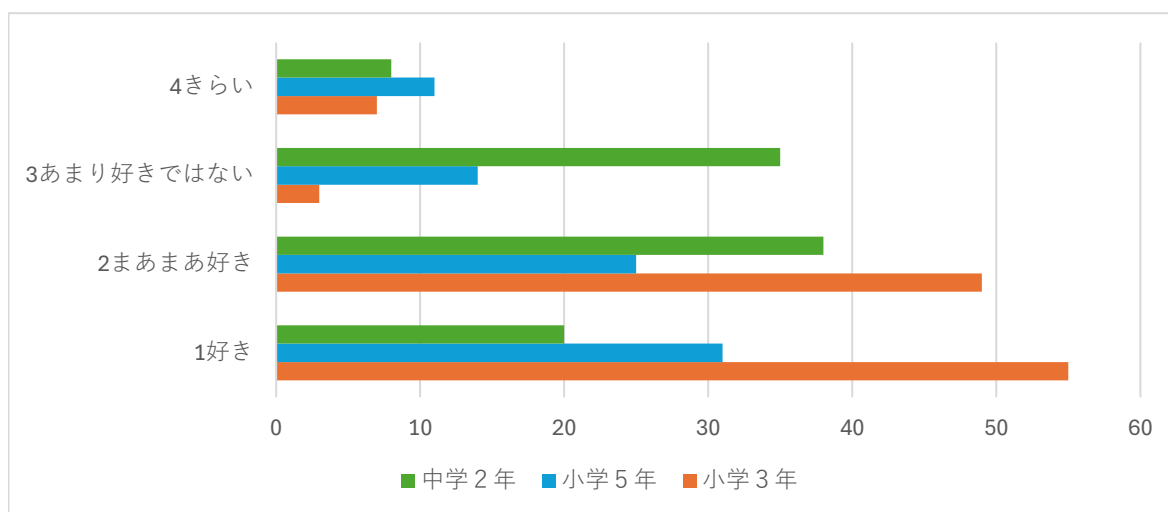
学 年	総 数	回答数	回答率
小学3年生	131	114	87.0%
小学5年生	106	81	76.4%
中学2年生	112	101	90.2%
合 計	349	296	84.8%

(総数は令和7年3月25日現在)

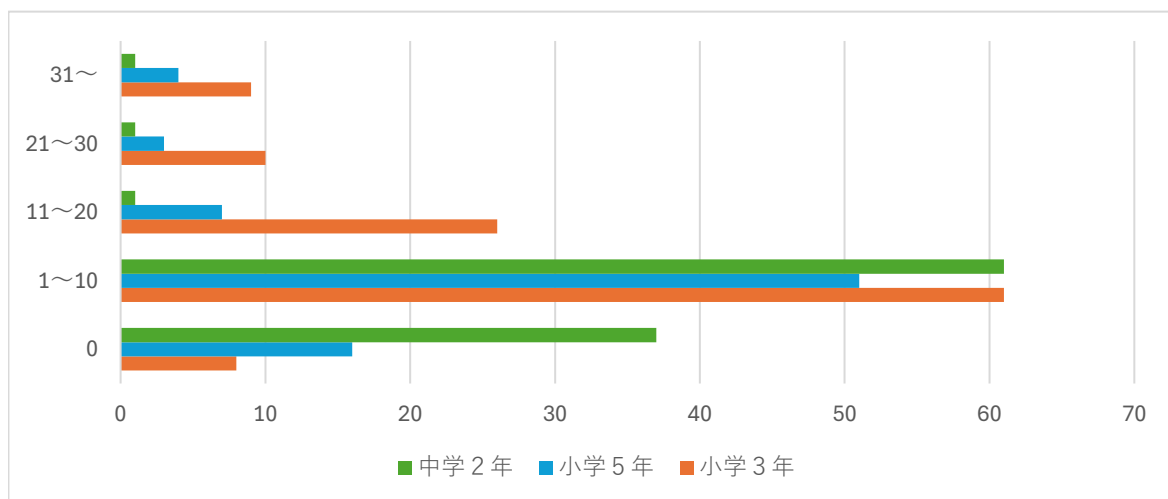
回答集計結果

資料4

②読書は好きか

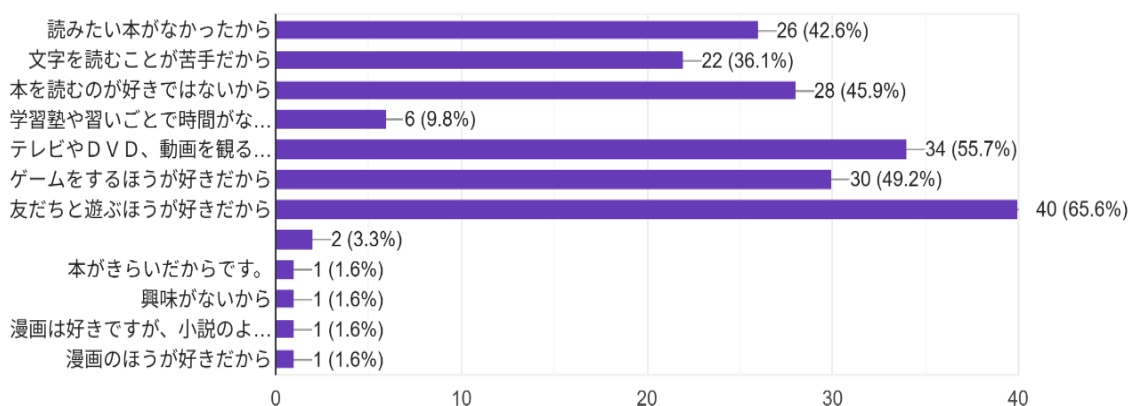


③本を1ヶ月に何冊くらい読みますか。



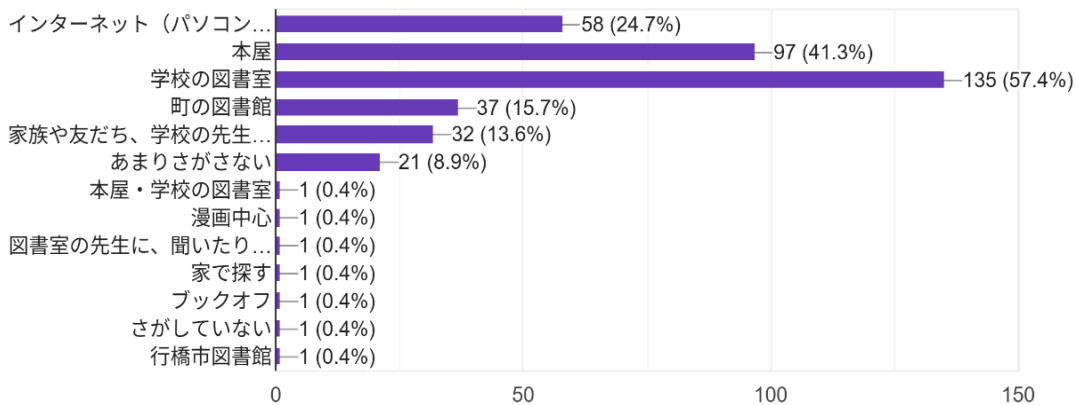
③-1 読まなかった理由

61件の回答



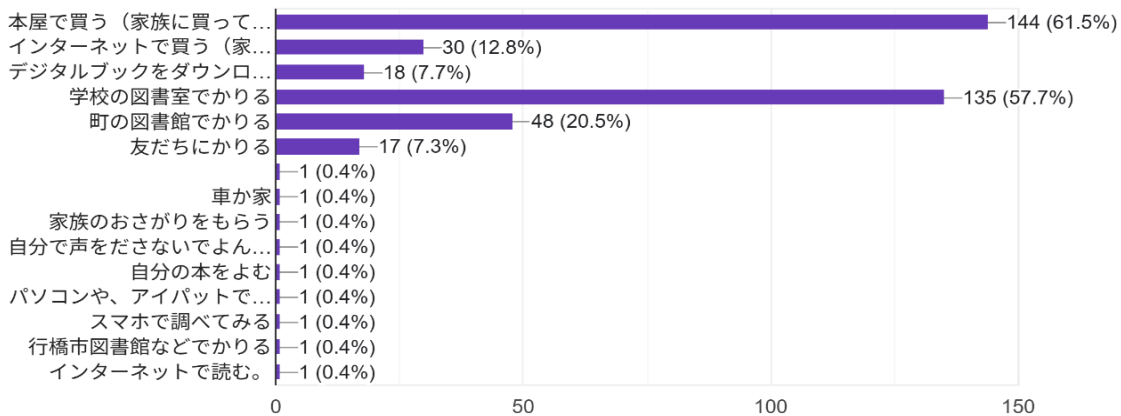
③- 2本の探し方

235件の回答

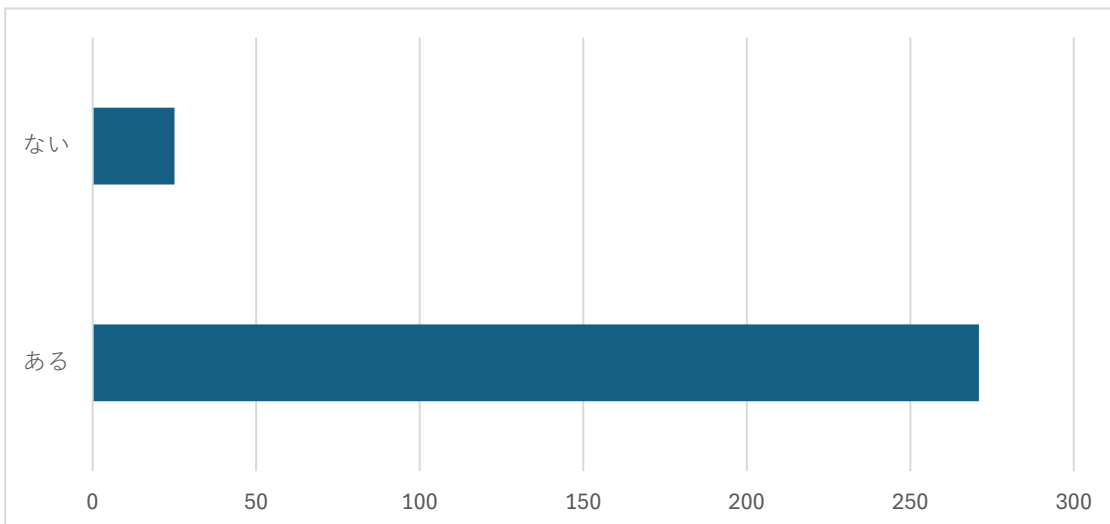


④本の入手方法

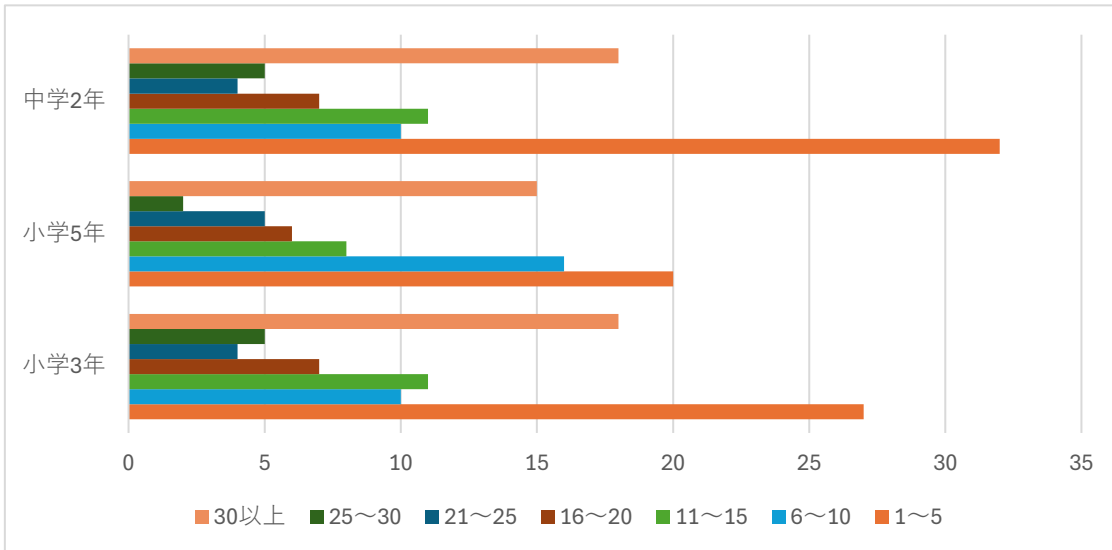
234件の回答



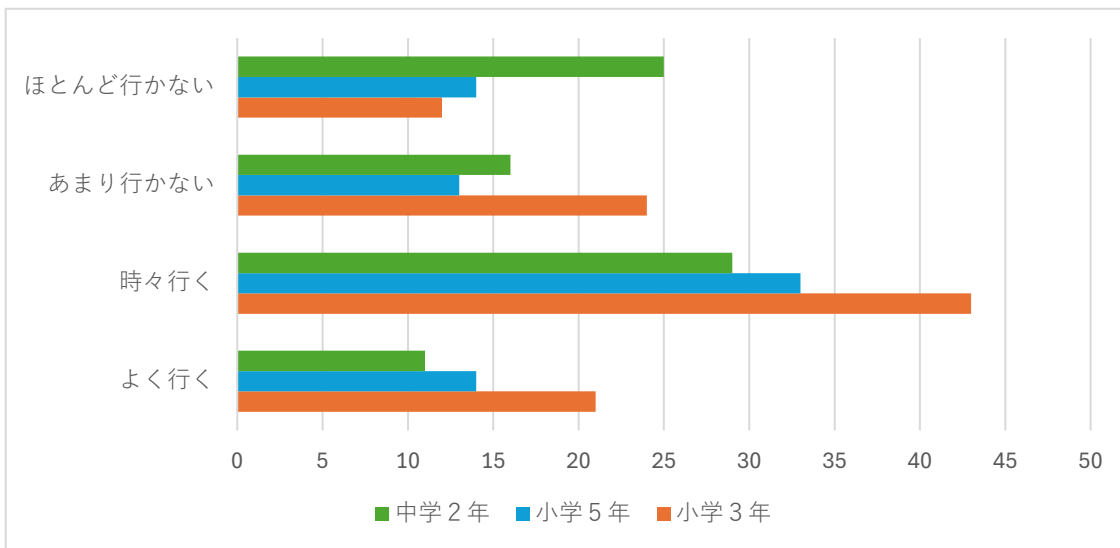
⑤本が自分の家にあるか



⑤-1 自分の本は何冊あるか

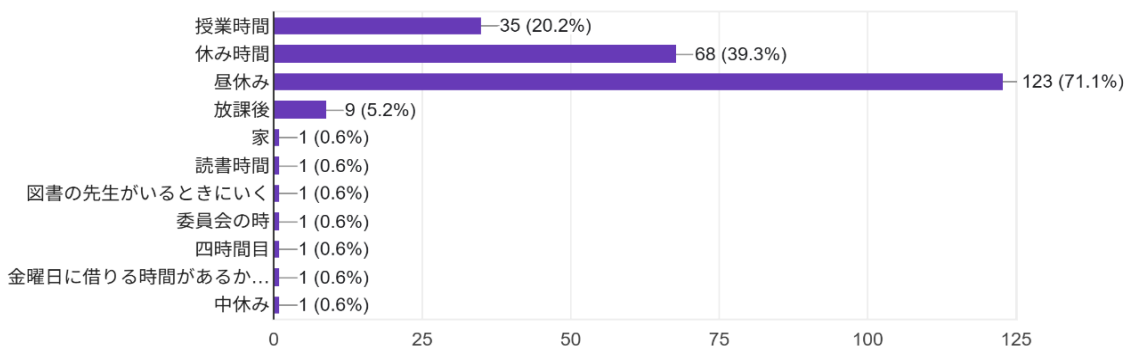


⑥学校の図書室に行くか



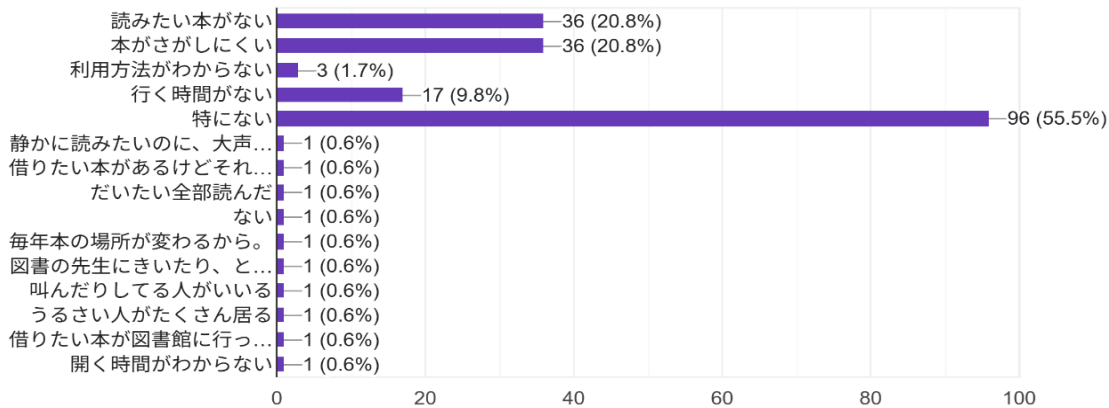
⑥-1 学校の図書室はいつ行くか

173件の回答

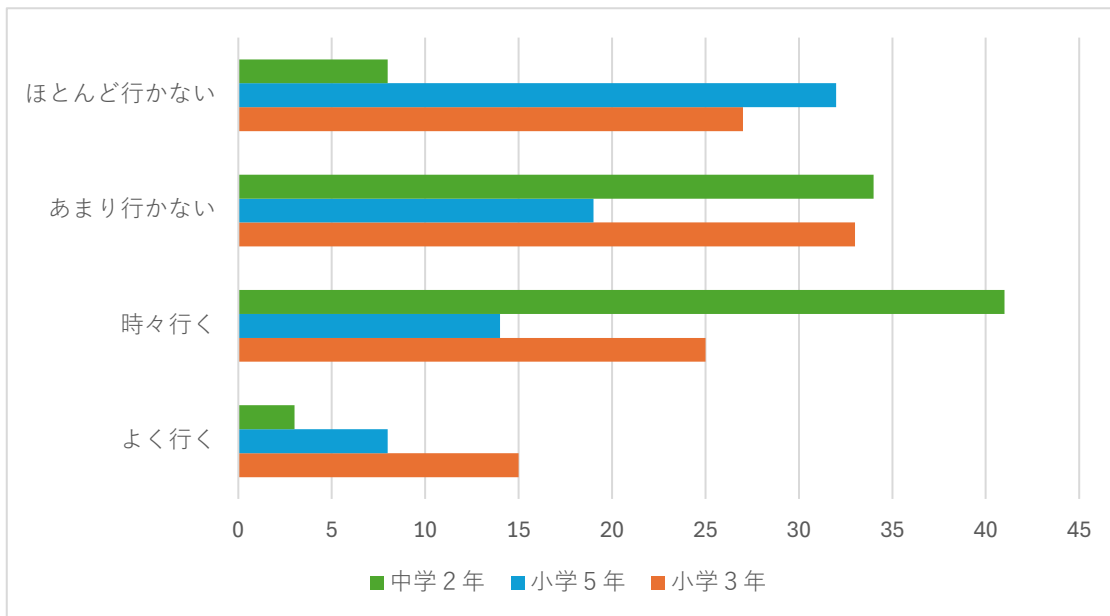


⑥- 2 学校の図書室で困っていることは

173 件の回答



⑦ 築上町図書館に行っていたか



⑦- 1 築上町図書館で困っていたこと

84 件の回答

